



子どもの貧困について

全国的に母子などの餓死事件が後を絶たない。平成25年5月24日に成人女性と3~4歳の性別不詳の幼児の一部ミイラ化した遺体が大阪市北区天満のマンションから発見された。報道によれば、この女性は夫のDVから逃れるため、平成24年10月ころに3歳の男の子を連れて家を出てクラブやラウンジなどに勤務していたようであるが、夫に居場所を突き止められないようにと住民登録もせず、実家にも居所を知らず、よつて、行政からの支援も受けられないまま徐々に孤立を深めて生活をしていた。1Kの部屋の電気やガスは止められ、冷蔵庫には食べ物は入っておらず、現金もほとんどなく、「最後にもつとたくさん食べさせてあげられなくてごめんね」とのメモ書きが室内に残されていた。母と子のどちらが早く亡くなってしまったのかは分からぬが、空腹に耐えかね息を引き取った幼き子の声なき声を私たちはどうやって受け止めればいいのだろうか。

この事件が起きた平成25年の国民生活基礎調査によつて我が国の6人に1人の子が貧困ラインを下

回る中で生活をしていることが判明した。「子の貧困」とは、貧困線（世帯の可処分所得を世帯人員の平均値で割つて調整した所得の中央値の半分に満たない額）に満たない17歳以下の子どもの割合のことという。同調査によれば、中央値が金244万円であったことから貧困線は122万円となり、同金額以下で1年間生活している17歳以下の子が6人に1人いることとなる。

別な調査によれば、シングルマザーの就業率は80・6%にも上るが、その平均年収は金181万円に過ぎず、この金額は他の一般家庭の30%程度に止まつており、その半数弱が非正規雇用という不安定な労働環境に置かれているとのことである。また、平成23年度の全国母子世帯等調査結果報告によれば、母子家庭の母の雇用保険未加入率が40%、半数以上の母子家庭の貯金金額が金50万円以下、養育費を受け取つてゐる母が20%を切つてゐる。これらのデータから母子家庭が置かれている状況が垣間見られる。さらに深刻な問題は、我が国では、母子家庭や父子家庭の1人親が働いている

場合を抽出しても、その貧困率が55%弱の値にまで上つており、その1人親がたとえ働くことができていても、その50%以上の1人親が貧困から抜け出せていないと世帯が貧困から抜け出せないとということである。この数値は1人親が働けていない場合の貧困率とほとんど変わらない。

最初に取り上げた母子餓死事件においても、DVの環境で育つた子がその後貧困に陥り、さらには餓死に至るという連鎖が起つてゐる。これら貧困、DV、そして虐待などの理由によつて健全な家庭から隔てられた子どもたちは心身の健康を保てず、学力面でも不利な状況を強いられてしまふことが懸念されている。

そういう中で、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、同年8月29日付けで閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱について」である。DV、児童虐待、生活保護など、さまざまな要因が複雑に絡み合つて貧困に至つていることを考えさせられる名著だと思う。貧困問題の奥底には自己責任では片付けられない問題が横たわつてゐる。